## 愛生複合型サービスセンター辻本通 ご利用料金

(2024年度改訂版 2024.9.1)

# ご利用料金は、①15日以上の月額利用と

- ②14日以内の短期利用の二通りとなります。
- ①月額利用では、当施設のケアマネジャーに 変更が必要です。
- ②短期利用では、ケアマネジャーの変更は 不要です。短期利用の承認をお願いします。
- ③介護保険適用加算 職員体制やご利用者様の状況に応じて、 加算されます。



#### 1.月額基本料金

介護度	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	13,480円	18,860円	26,512円	30,070円	34,014円
(1割の場合)	15,700[]	10,0001	20,512[]	30,070[]	54,014()
宿泊費	3,300円(税込)×泊数 又は (2床のみ) 2,200円(税込)×泊数				
食 費	1,980円(税込※おやつ代込)×日数				
	食費内訳:朝食436円+昼772円+夜772円=1980円(税込)				

※上記の他、ご利用者様の希望や状況に応じ、以下の料金が必要となります。

介護保険 加算料金*	職員体制やご利用者様の状況に応じて(※裏面「3.加算料金」参照)
衣類・おむつ	希望者のみ他社契約で準備あり(別紙参照)

### 2.短期利用の料金(緊急ショート含む)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	618円×日数	690円×日数	764円×日数	837円×日数	908円×日数
宿泊費	3,300円(税込)×泊数 又は 2,200円(税込)×泊数(2床のみ)				
食費	1,980円(税込※おやつ代込)×日数				
	食費内訳:朝食436円+昼772円+夜772円=1980円(税込)				
日額合計	5,898円/日	5,970円/日	6,044円/日	6,117円/日	6,188円/日
	4,798円/日	4,870円/日	4,944円/日	5,017円/日	5,088円/日

※上記の他、ご利用者様の希望や状況に応じ、以下の料金が必要となります。

介護保険 加算料金*	職員体制やご利用者様の状況に応じて(※裏面「3.加算料金」参照)
衣類・おむつ	希望者のみ他社契約で準備あり(別紙参照)

## 3.加算料金\*(介護保険適用)

- ・職員体制やご利用者様の状況に応じて加算されます。
- ・この他に介護職員処遇改善加算などがあります。
- ☆印がついた加算は全てのご利用者様が対象となります。

加算名	加算の内容	1割負担の場合
①看護小規模体制強化 加算 I ☆	当事業所に対して医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送 る為に必要な居宅での支援に取り組む実績を評価したもの	1月につき 3,249円
②初期加算☆	登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき加算。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様。	1日につき 32円
③認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから 介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	1月につき 823円
④認知症加算Ⅳ	要介護 2 に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度 II)	1月につき 498円
⑤緊急時対応加算☆	24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う加算	1月につき 838円
⑥特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合 は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき I :541円 II :270円
⑦総合マネジメント 体制強化加算☆	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対 する加算	1月につき 1,299円
⑧ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,707円
⑨退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回につき649円 (厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
⑩訪問体制強化加算☆	訪問を担当する従業員を一定数以上配置し、1か月あたりの訪問回数が200回以上ある事業所を評価する加算	1月につき 1,083円
⑪サービス提供体制 強化加算Ⅲ☆	常勤職員が60%以上在籍している事業所を評価する加算	1月につき 379円
⑫口腔・栄養スクリー ニング加算 I ・ II ☆	(I) 口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを6か月ごと 行う加算 (Ⅱ) ⑬又は⑭を行った場合	6か月ごと (I)21円 (II)5円
⑬栄養アセスメント 加算☆	管理栄養士が介護職職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合	1月につき 54円
<ul><li>④栄養改善加算</li></ul>	低栄養状態にある利用者又はそのおそれがある利用者に対し栄養改善 サービスを行った場合	3か月間は月2回まで 1回につき 216円
⑤科学的介護推進体制 加算☆	利用者ごとのADL,栄養状態、口腔機能、認知症棟の状況を科学的に検 討し活用していく加算	1月につき 43円